表中

学校法人立教学院（立教大学原子力研究所に係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	神奈川県横須賀市長坂二丁目五番一号
独立行政法人産業技術総合研究所に係る規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可に係る地位に限る。）	茨城県つくば市梅園一丁目一番四
学校法人五島育英会（東京都市大学原子力研究所に係る規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可に係る地位に限る。）	神奈川県川崎市麻生区王禅寺九百七十一番地
大学原子力研究条第一項の規定許可に係る地位	神奈川県横須賀市長坂二丁目五番一号
京都市大学原子二十三条第一項設置の許可に係	神奈川県川崎市麻生区王禅寺九百七十一番地

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東海北陸厚生局告示第三号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十七年八月六日

変更前の名称	変更後の名称	所在地
東海北陸厚生局長　岡本　浩二		
独立行政法人国立長寿医療研究センター	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	愛知県大府市森岡町七丁目四百三十番地

○関東地方整備局告示第三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月六日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画道路事業三・四・二十五号立川小川橋線、小平都市計画道路事業三・四・二十四号小川橋青梅橋線及び小平都市計画道路事業三・三・三号新五日市街道線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都立川市幸町四丁目、若葉町三丁目及び四丁目並びに小平市中島町及び小川町一丁目地内

使用の部分　東京都立川市幸町四丁目及び小平市中島町地内

○中部地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月六日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四十一号
(三) 道路の区域	区間　変更前　下呂市小川字奥井屋三〇八番三から同市小川字小瀬一七一番一まで 後別　敷地の幅員　前　一二・〇〇メートル～一七・六〇メートル 後　一五・〇〇～三二・八〇メートル　延長　〇・〇六一キロメートル
(四) 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月六日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 路線名	百三十八号
(二) 道路の区域	区間　静岡県駿東郡小山町須走字矢弾山四八九番二六から同町須走字滝ノ沢三三一番七まで 敷地の幅員　変更前　後別　前　A　一一・五〇～一八三・八〇メートル　B　一一・一〇～一四〇・〇〇メートル 後　A　一一・五〇～一八三・八〇メートル　B　一一・一〇～一四〇・〇〇メートル 延長　五・七四〇キロメートル 備考　上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
(四) 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月六日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四十一号
(三) 道路の区域	区間　変更前　敷地の幅員　延長 後別　前　一二・〇〇～一七・六〇メートル　〇・〇六一キロメートル 後　一五・〇〇～三二・八〇メートル　〇・〇六一キロメートル
(四) 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月六日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	百三十八号
供用開始の区間	静岡県駿東郡小山町須走字矢弾山四八九番二六から同町須走字滝ノ沢三三一番七まで
供用開始の期日	平成二十七年八月六日

○中部地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月六日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

道路の種類	一般国道
路線名	四十一号
道路の区域	区間　下呂市小川字奥井屋三〇八番三から同市小川字小瀬一七一番一まで
敷地の幅員	変更前　後別　前　一二・〇〇～一七・六〇メートル　〇・〇六一キロメートル 後　一五・〇〇～三二・八〇メートル　〇・〇六一キロメートル
延長	
備考	

○中部地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月六日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	百三十八号
供用開始の区間	静岡県駿東郡小山町須走字石山四九一番四二から同町須走字石山四九一番四一まで
供用開始の期日	平成二十七年八月六日

○中国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月六日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間　図面縦覧場所
一号	岩国市守内字池の本五一番一から同市守内字岩の本一〇〇番一まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年八月六日